

処遇改善等加算 I の認定手続きについて 資料2-2

【概要】

処遇改善等加算 I については、以下①②の2段階に分けて認定

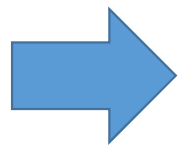
①加算率の認定(資料2-2)(令和4年4月頃通知予定)

②賃金改善計画の確認(資料2-4)(令和4年夏頃通知予定)

加算率の認定

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。
算定対象となる職員は以下の通りです。



令和4年4月1日時点に在籍している職員のうち
「1日6時間以上かつ月20日以上」

※勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます
※必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設、幼稚園に併設された施設
- 《保健師、看護師、准看護師のみ》
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

【提出書類】

- 令和4年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- 平均勤続年数計算書
- 処遇改善等加算率算定職員台帳
- **在職証明(願)書**
- 資格証等
- 令和4年度賃金改善計画書ほか(令和4年夏頃通知予定)

【提出期限】

令和4年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用状況が**1日6時間月20日以上**であること。
- ②算定対象施設での**該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。
(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名		生年月日		性別
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
~				
~				
~				
~				

※この証明には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載してください。

ただし、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務期間内で算定除外期間(病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務)がある場合には、勤務期間を分けて記載をお願いします。

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名
代表者職・氏名

印